

## 避難者訴訟 第10回口頭弁論サマリー

福島原発避難者訴訟：第10回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催  
第9回口頭弁論：4月15日（水）10：00から  
同時開催：第10回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣において

2015年4月15日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝  
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博  
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>

弁護士 笹山尚人（ささやまなおと） 080-1343-2615

### 第1 訴訟そのものの概要

#### 1 当事者

原告 早川篤雄 外38名（第1次提訴分）＋國分富夫 外177名（第2次提訴分）＋菅野清一 外136名（第3次提訴分）＋渡辺茂男 外118名（第4次提訴分） 合計473名  
被告 東京電力株式会社

#### (1) 当事者

原告： ・151世帯（17世帯＋64世帯＋35世帯＋35世帯）  
・年齢層：0歳から92歳まで  
・いずれも、福島原発事故当時、避難区域である双葉町、楡葉町、広野町、南相馬市、川俣町（山木屋地区）などに居住していた住民であり、現在もいわき市のほか福島県内外において避難生活を強いられている。

原告代理人：弁護士 小野寺利孝、同 広田次男、同鈴木堯博、同 米倉勉ほか  
福島原発被害弁護団

被告：東京電力株式会社

#### (2) 請求額

被告が、原告らが福島原発事故によって被った被害として、合計金225億8920万7122円の賠償金の支払いをせよ。

※ 原告の多くは、東京電力に対する直接請求・集団交渉等を通じて、合意に至らなかった部分を請求している。

※ 賠償請求の内容については後述。

## 2 請求内容

### (1) 基本的な考え方 [生活再建, 再出発に必要な賠償を!]

一人ひとりの被害者が地域コミュニティから無理やりひきはがされ, 人間同士の関係性を断ち切られて孤立し, 従来の人間らしい生活とその基盤を根こそぎ奪われ, 今後どこに定着して生活したらいいのかの見通しもつかないこと, すなわち全人格的被害を受けている。

本件事故は公害であり, 加害者と被害者は非互換的で, 加害行為には利潤性がある。

そのうえで, 広範囲の地域において継続的かつ全面的・深刻な被害を引き起こしている。しかも, 本件事故による被侵害法益は, 人格発達権や平穏生活権であり, これまでの差額説的な考え方で扱われるものではなく, このような権利を充足していた社会的諸条件の効用の回復にこそ損害賠償の目的は据えられるべきである。

→生活再建, 再出発を行なうために必要な賠償, 原状回復が図られるべきである。

ただし, 本件は, 訴訟提起以来, 時間が経過し, 被害者の救済は待たなしの状況である。一刻も早い被害者の権利の実現のため, 請求項目は, 最終的に, 自宅不動産, 家財, 慰謝料に絞っている。

### (2) 損害賠償請求の項目

#### ① 財物賠償

警戒区域及び計画的避難区域として指定された地域, またそれに準じる地域については政府による区域の変更, 立ち入り制限の程度に拘わらず, 向こう5年間以上の間は生活基盤としての価値を全面的に喪失した。→時価ではなく, 再取得価格の請求。

[土地]

500 m<sup>2</sup>未満の場合, 避難前の宅地面積×福島県都市部の平均宅地単価 (3万8000円) または, 1368万8000円 (フラット35) のうち, いずれか大きい方。

500 m<sup>2</sup>以上の場合, 500 m<sup>2</sup>×福島県都市部の平均宅地単価 (3万8000円) + (従前の宅地面積 - 500 m<sup>2</sup>) × (1 m<sup>2</sup>当たりの固定資産税評価額×1.43) の式によって得られる額

[建物]

フラット35 (2238万円) + (従前の床面積 - 115.3 m<sup>2</sup>) × 平成23年度の平均新築単価 (15万8800円) の式によって得られる額。

[家財]

損害保険の内容を参考に, 家族構成ごとによって算定される賠償額。

#### ② 避難に伴う慰謝料

避難生活が終了するまで, 一人につき月額50万円を請求する。

#### ③ ふるさとを喪失したことに対する慰謝料

かつての自宅, また自宅のあった地域社会そのものを喪失したことに対する慰謝料として, 一人につき, 金2000万円を請求する。

## 第2 第10回口頭弁論の概要

### 1 訴訟の流れと第10回口頭弁論

訴訟は、大まかに言って、3段階に分かれます。

第1段階：お互いの言い分の応酬。訴訟でもっとも時間をとる部分。

第2段階：証人尋問などの立証。

第3段階：証人尋問を踏まえた、言い分のまとめの陳述と判決。

第10回口頭弁論は、この第2段階の初回に位置づけられるはずでした。

第1回口頭弁論では、原告、被告双方が、その言い分を、「訴状」（原告側）と、「答弁書」（被告側）という書面を提出し合って応酬しあいました。そこで、被告の「答弁書」に対して原告側の反論が求められます。

第2回口頭弁論以降、原告側から反論となる書面（準備書面）を提出し、被告東電も反論を提出してきました。現在、双方の基本的な言い分はほぼ尽くされてきた状況です。

同時に、第6回の法廷以降、原告側は、立証についての考え方を提出し、立証の日程についても提起してきました。第8回口頭弁論では、原告側の主張として、代表的な個別の原告の損害について主張し、第2段階の立証についていかなる審理をすべきかについても主張しました。この中で、原告側は、今年中にすべての証拠調べを行い、結審し、来年3月には判決というスケジュールを示したうえで、尋問や検証をどのように行うかについて説明しました。

第9回口頭弁論とその後の進行協議によって、原告3名の被害の立証に関して本人尋問を実施することが予定されました。

ただし、として、裁判所は、当該原告3名の請求に関し、原告側の請求と東電側の認否がでさうことを条件にしていました。

原告側は、裁判所の要求通りに原告3名の請求に関する主張と証拠を期限通りに整えました。東電は、期限に少し遅れて書面は提出しました。

これを受けて、裁判所は、4月9日、尋問の実施について、「4月15日には行わない」との結論を伝えてきました。その中では、「東電から原告側に対する求釈明という質問があること、主要争点について整理ができていないこと」が理由にあげられています。

このため、この日は、尋問ではなく、主張を論じ、争点を整理確認する第1段階の期日として位置付けられることとなります。

## 2 第10回口頭弁論全体の流れ

(1) 原告代理人弁護士の意見陳述

(2) 準備書面や証拠の取り調べ、今後の進行についての協議

今回の第10回は、原告らは、多くの準備書面、証拠を提出しており、その提出手続きが行われることはもちろんですが、裁判所の尋問に対する消極的な姿勢について、これを弾劾する期日になります。

具体的には、弁護団から意見陳述を行い、その後、今後の進行について協議をすることになります。進行協議期日が行われるかは、流動的です。

尋問の遅れは、判決の遅れ、ひいては被害者の救済の遅れとなります。このような裁判所の消極的な姿勢に毅然とした抗議の声を上げていきましょう。

## 3 時間など

法廷は、1時間程度と思われませんが、流動的です。

## 5 第11回法廷

2015年6月10日(水)を予定しています。

以 上